

令和 6 年 第 3 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 12 日 開会

令和 6 年 9 月 25 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和6年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和6年9月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三 浦 秀 康

2番 渡 辺 永 幸

3番 渡 辺 辰 也

4番 三 浦 雄一郎

5番 土 屋 文 明

6番 渡 辺 次 男

7番 三 浦 直 樹

8番 小 林 昭 一

9番 渡 邊 明 雄

10番 渡 辺 正 人

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

9番 渡 邊 明 雄

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子

総務課長 渡邊英博 税務課長 渡邊 積

企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵

住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信

教育課長 渡邊 寛 会計管理者 梶原 充

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

承認第 6号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を
定める専決処分につき承認を求める件

承認第 7号 建設工事請負変更契約締結の専決処分につき承認

を求める件

報告第 3 号 令和 5 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

報告第 4 号 令和 5 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

認定第 1 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 48 号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 49 号 鳴沢村水道法施行条例の全部を改正する条例を定める件

議案第 50 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 51 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 52 号 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 6 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）を定める専決処分につき承認を求める件

日程第 5 承認第 7 号 建設工事請負変更契約締結の専決処分につき承認を求める件。

日程第 6 報告第 3 号 令和 5 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

日程第 7 報告第 4 号 令和 5 年度鳴沢村水道事業会計資金

不足比率の報

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 8 | 認定第 1 号 | 令和 5 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件 |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 鳴沢村水道法施行条例の全部を改正する条例を定める件 |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 1 号 | 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 2 号 | 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |

◎議長挨拶

議長（渡辺正人） 令和6年第3回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

まず、8月8日、宮崎県日向灘を震源とした震度6弱の地震で、気象庁は、南海トラフ震源域で大規模地震が発生する可能性が高まったとして、地震臨時情報を出しました。

その後、大きな変化は見られず、2週間後に終了しましたが、引き続き大規模地震への備えが必要な状況であります。

南海トラフ地震による鳴沢村の被害想定は、震度6強とされておりますが、山梨県の人口81万人に対して、県民の7割に当たる57万人が断水や停電の被害を受けるという予測であることから震源域に近い鳴沢村では、水道管の破損は確実に起こると考えておくべきであります。

そして、災害発生時に、最も欠かせないものが3つあります。

災害が起こる前に、給水体制を整えておく必要があると考え、先日の建設産業経済常任委員会でも話し合いを行いました。村の地下水を利用して飲料水事業を行っている企業との災害協定を進めることや、畑かん用水を生活用水として使えるように準備しておくことなど、早急な対応が求められています。

次に、令和6年5月に、食料安全保障の確保を基本理念とする改正食料・農業・農村基本法が制定以来初めて改正されました。

現在、肥料の額は、5年前と比較して1.5倍と高止まりしている一方で、野菜の価格は5年前の1.2倍にとどまっている状況であります。野菜価格への経費、人件費の転嫁は、農業を続けられるか重要なポイントとなりますが、今回の改正では、合理的な価格の形成についてという令和7年の合理化を目指すとしており、重要な問題が先送りされた形になりました。

引き続き、早期の法改正に向けて国に対して働きかけを行って

いきたいと考えます。

また、今年は肥料や燃料費などの経費増で苦しんでいる農家を、シカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンなどの被害が例年以上に多い年となりました。来年の被害を防ぐためには、この冬の間により多くの害獣捕獲が必要と考えます。

全員協議会で、皆さんのご意見を伺いながら政策を検討いたしたく、皆様ご協力をお願いいたします。

さて、今定例会では、令和5年度の決算認定の審理が予定されています。予算がどのように使われて、どのように村が変わったのか、振り返りの結果はどうであったか、住民目線でご審議いただけますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、今月も、クールビズ期間中ですので、上着は自由といたします。

開会 午前 9時01分

議長（渡辺正人） ただいまから、令和6年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

ここで、欠席議員の報告をいたします。

渡邊明雄議員から本会議への欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、地方自治法第113条の規定により会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（渡辺正人） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 9月に入りましても、厳しい残暑が続いております。

ます。

国政を見てみますと、自民党総裁選挙の開票が今月27日にあります。その後、衆議院解散、また選挙の可能性も取り沙汰されているところです。何かと慌ただしい日がやってきそうな気がします。

また、兵庫県でのパワハラに関する騒動もマスコミをにぎやかにしています。他山の石として、自らもまた議員諸氏にも注意喚起をしていただきたいと考えています。

また、この件のことだけではなく、SNSの拡散の速さ、民衆がポピュリズムに陥りやすいことにも怖さをちょっと覚えております。

近況では、河口湖南中学校が9月10日に台湾の高雄市立前鎮国民中学校との姉妹校の締結を結びましたことを報告しております。

さて、9月定例議会に提出されました案件は、専決処分が2件、条例関係が2件、人事案件が1件、令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定、令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）、特別会計補正予算（第2号）、令和6年度鳴沢村簡易水道事業会計予算（第1号）などがあります。

慎重審議の上、可決くださるようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

議長（渡辺正人） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹議員、小林昭一議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、7月24日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布してありますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、令和6年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一議員。

議会運営委員長（小林昭一） 8番、小林昭一。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月2日の午後2時及び6日の午後3時から、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月2日の委員会での申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より9月25日までの14日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、9月4日正午までとすること。

以上であります。

次に、9月6日の委員会での申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、4日正午に通告が締め切られた3名3件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議での全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、総務教育厚生常任委員長 土屋文明議員。

総務教育厚生常任委員長（土屋文明） 5番、土屋文明。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和6年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議にお

いて議決された件についての報告であります。

9月6日午後4時より委員会を招集いたしました。委員全員と会議事件説明のため、また職務のため、議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、村の課題整備についての1件であります。過去の一般質問及び議会からの要望事項、座談会での要望事項から村の課題を抽出し、行政分野別に整理を行いました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、建設産業経済常任委員長 渡辺永幸議員。

建設産業経済常任委員長（渡辺永幸） 2番、渡辺永幸。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和6年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月19日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月2日、午後3時より委員会室において委員会を招集いたしました。委員全員と議長、会議事件説明のため、振興課長、各担当職員、職務のため、議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、除雪について。被災時の水道給水体制について。土地開発行為等調整会議の報告についての3件です。

会議ではまず、物価高騰している昨今、除雪作業の単価等について振興課より説明を受け、意見交換を行いました。

続いて、被災時の水道給水体制について、被災した場合の給水体制について振興課より報告を受け、意見交換を行いました。

最後に、7月19日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正

化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について、報告を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、広報常任副委員長 三浦秀康議員。

広報常任副委員長（三浦秀康） 1 番、三浦秀康。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和 6 年第 2 回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6 月 19 日の本会議において議決された件についての報告であります。

7 月 18 日午後 3 時より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。委員全員、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第 57 号（案）についての 1 件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第 57 号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月 8 月 1 日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、小学校創立 150 周年記念事業の様子を表紙にし、過去に行われた一般質問について、その後の取組を追跡した追跡レポートを掲載いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 会期の決定

議長（渡辺正人） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間と決定しました。

◎日程第4 承認第6号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡辺正人） 日程第4、承認第6号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 承認6号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第6号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）で緊急を要するものとして、一般会計予算に4,403万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,373万8,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、定額減税補足給付金支給事業2,854万5,000円、低所得者世帯支援給付金支給事業1,218万9,000円、小学校管理運営費330万円を計上しております。

事業実施に係る財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,120万円、前年度からの繰越金3,283万4,

000円を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、7月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により、報告し承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議長（渡辺正人） それでは、担当課長より順次説明を求めます。

総務課長（渡邊英博） それでは、承認第6号の詳細についてご説明いたします。

専決第6号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）の歳入歳出予算要求書の1ページをご覧ください。

純繰越金、要求額3,283万4,000円、補正後額1億8,894万9,000円。

3ページをお願いします。

企画課長（木暮富人） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,120万円を皆増するものです。福祉保健課の給付金支給事業の財源となるものです。

次に、歳出予算要求書の説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。

福祉保健課長（清水千恵） 定額減税補足給付金支給事業、要求額2,854万5,000円を皆増するものです。

6ページをお願いします。

事業内容は、一般に調整給付と言われている給付金の支給事業です。定額減税は、所得税から減税対象1人につき3万円を、住民税から減税対象1人につき1万円を減税するものですが、定額減税で引き切れない分を1万円単位で切り上げて支給するものです。

住民税が確定する6月初旬まで対象者数の把握ができず、確認

書を発送する 7 月末までにシステム構築を行う必要があったため、専決での補正となりました。

7 ページをお願いします。

印刷製本費 4 万円の皆増です。通信運搬費、要求額 1 8 万 8, 0 0 0 円。委託料、要求額 3 9 2 万 7, 0 0 0 円。こちらシステム購入費になります。

8 ページをお願いします。

補助金、要求額 2, 4 3 9 万円。6 0 5 人分の給付金となります。

9 ページをお願いします。

低所得者世帯支援給付金支給事業、要求額 1, 2 1 8 万 9, 0 0 0 円の皆増です。

1 0 ページをお願いします。

事業内容は、令和 6 年度に新たに住民税非課税均等割のみ課税となった世帯に対し、1 世帯 1 0 万円を支給し、また、当該世帯の 1 8 歳以下の児童について 1 人当たり 5 万円を追加で支給するものです。調整給付金の給付金同様、住民税が確定する 6 月初旬まで対象世帯の把握ができず、確認書を発送する 7 月末までにシステム構築を行う必要があったため、専決での補正となりました。

1 1 ページをお願いします。

印刷製本費 1 万 2, 0 0 0 円、通信運搬費 3 万 7, 0 0 0 円、委託料 2 6 4 万円、システム導入費です。

1 2 ページをお願いします。

補助金 9 5 0 万円、低所得者世帯への支援金 9 0 世帯分として、9 0 0 万、子ども加算として 5 0 万円となっています。

1 3 ページをお願いします。

教育課長（渡邊 寛） 小学校管理運営費、要求額 3 3 0 万円。補

正後額 3, 143 万 4, 000 円。

14 ページをお願いいたします。

補正事業の内容ですけれども、令和5年度から行っています鳴沢小学校電気設備、空調設備設置工事において、アスベストの除去や室外機の基礎拡張が必要となり、適切かつ今後の効率を考慮して対応した結果、工事費を増額するものであります。

主な増額工事、直接工事費ですが、アスベストの調査、撤去、処分で164 万 6, 238 円。基礎拡張で53 万 6, 000 円。照明器具、スピーカー等移設で18 万 5, 800 円となっています。このアスベストの調査、撤去、処分ですけれども、専決予算というようなこともありまして、既に事業のほうを進めさせていただいております。アスベストの調査を14ヶ所採取しまして、調査~~のほう~~を行った結果ですけれども、音楽室、それからランチルーム3ヶ所でアスベスト~~のほう~~が検出されております。その内訳として調査費で53 万円ほど、施工運搬処分費等で110 万円ほどになっています。

それから、基礎拡張の部分ですけれども、図工室北側に設置したエアコンの室外機の基礎を60センチ延長したものです。これにつきましては、配置が全てにおいて余裕がありませんで、点検作業時に回り込めないというようなことが確認されたためであります。

それから、照明器具、スピーカー等の関係ですけれども、既設機器の撤去、復旧工事費用等になります。施工の際、既存の配管などが工事計画場所にあること、これが判明しましたので、設置予定を変更して影響がない箇所について移設を行ったものです。

15 ページお願いします。

単独事業分工事請負費、要求額 330 万円、補正後額 628 万

1, 000円、鳴沢小学校電気設備、空調設備設置工事の増額分です。

以上で、専決第6号令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎日程第5 承認第7号 建設工事請負変更契約締結の専決
処分につき承認を求める件**

議長（渡辺正人） 日程第5、承認第7号建設工事請負変更契約締

結の専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長。
教育課長（渡邊 寛） 承認第7号建設工事請負変更契約締結の専決処分につき承認を求める件について、専決処分理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定に基づき、令和6年1月29日に議決され、令和6年1月30日付で契約が成立した鳴沢小学校電気設備・空調設備設置工事の契約について、当該工事の工期が令和6年8月22日であり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、実績等に基づく請負代金額の変更契約について、専決処分をしたものでございます。

変更前の契約額1億3,420万円に297万円を増額し、契約の金額を1億3,717万円にするもので、主な増額の内容としまして、直接工事費でアスベスト調査・処分工事に約160万円、室外機基礎の範囲拡張及び基礎拡張に伴う防音フェンスの追加で約65万円の増額となっております。

以上で、承認第7号についての専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略する

ことに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡辺正人) 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 報告第3号 令和5年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第7 報告第4号 令和5年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長(渡辺正人) 日程第6、報告第3号令和5年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第7、報告第4号令和5年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について、報告を求めます。総務課長。

総務課長(渡邊英博) 報告第3号令和5年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

令和5年度決算の財政健全化判断比率につきまして、実質赤字比率はマイナス19.96%となっており、早期健全化基準の15%と比較すると、これを下回っております。連結実質赤字比率はマイナス24.86%となっており、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回っております。実質公債費比率はマイナス2.4%となっており、早期健全化基準の25%

と比較すると、これを下回っております。将来負担比率はマイナス 336.6%となっており、早期健全化基準の 350%と比較すると、これを下回っております。

これら 4 つの指標のいずれか 1 つ以上が早期健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられておりますが、村では全ての比率について基準を超えていないため、健全な財政運営が行われております。

参考までに令和 5 年 11 月に公表された総務省の資料によると、令和 4 年度の実質公債費比率はマイナス 2.2%で、全国 1,742 市区町村中 28 位、県内では 27 市町村中 2 位と良好な数値となっております。

続きまして、報告第 4 号令和 5 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標です。この比率が 20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。鳴沢村水道事業会計については、実質的には簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率は算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき、去る 8 月 22 日、23 日の 2 日間、監査委員による審査を行っていただきました結果、審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させて

いただきます。また、算定の根拠としてお手元に資料を配布しましたので、ご覧いただきたいと思います。

現在のところ、本村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払いながら財政運営を行ってまいります。

以上で報告第3号及び第4号についての報告を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で報告第3号及び第4号の報告を終了します。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第8 認定第1号 令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（渡辺正人） 日程第8、認定第1号令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 認定第1号令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る令和5年度の決算は、全ての会計の歳入総額36億7,548万9,322円、歳出総額32億2,251万8,712円となりました。

この歳入歳出の差引きである形式収支は4億5,297万610円。形式収支から令和6年度へ繰越明許を行った事業へ充当

される財源、3,414万2,000円を差し引いた実質収支は4億1,882万8,610円の黒字となりました。

今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政事業を見極めた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。三浦直樹監査委員。

監査委員（三浦直樹） 7番、三浦直樹。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算及び基金運用状況の審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所属長から説明を受ける方法により、令和5年8月22日及び23日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条及び鳴沢村監査基準第14条第4項の規定に基づき意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び令和5年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書を併せて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

**◎日程第9 議案第48号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成
に関する条例の一部を改正する
条例を定める件**

議長（渡辺正人） 日程第9、議案第48号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（清水千恵） 議案第48号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、児童扶養手当施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日に公布されることに伴い、児童扶養手当の所得制限の定義規定の引用箇所が改正されるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第4条第2項中、施行令第2条の4第8項を施行令第2条の4第7項に改めるものであります。

なお、附則としてこの条例は令和6年11月1日から施行するものであります。

以上で議案第48号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第１０ 議案第４９号 鳴沢村水道法施行条例の全部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人） 日程第１０、議案第４９号鳴沢村水道法施行条例の全部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（小林昌信） 議案第４９号鳴沢村水道法施行条例の全部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の

参酌基準が改正されるため所要の改正を行うものであります。

条例改正の主な内容は、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するものであります。

1 ページをご覧ください。

第2条は、布設工事監督者が監督業務を行う水道施設の新設工事またはその増設もしくは改造工事について規定したものであります。

第3条は、布設工事監督者の資格について規定したものであります。

3 ページをご覧ください。

第4条は、水道技術管理者の資格について規定したものであります。

附則として、本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第４９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第１１ 議案第５０号 令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第４号）

◎日程第１２ 議案第５１号 令和６年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

◎日程第１３ 議案第５２号 令和６年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

議長（渡辺正人） 日程第１１、議案第５０号令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第４号）から日程第１３、議案第５２号令和６年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第１号）までの３件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 議案第５０号令和６年度鳴沢村一般会計補正予算（第４号）から議案第５２号令和６年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第１号）までの３件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和６年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに４，３６９万円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を３４億２，３７６万９，０００円とするもので

あります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、感染症予防事業 6 4 9 万円、戸籍住民基本台帳費 5 8 9 万 2, 0 0 0 円、共通電算機整備・管理事業 3 9 2 万 8, 0 0 0 円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金 6 4 万 9, 0 0 0 円、前年度からの繰越金 1, 8 8 9 万 7, 0 0 0 円、諸収入 4 5 6 万 5, 0 0 0 円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和 6 年度予算と令和 5 年度から令和 6 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は 3 5 億 2, 9 4 0 万 4, 0 0 0 円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 5 0 号から議案第 5 2 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 5 0 号から議案第 5 2 号までの 3 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（渡辺正人） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は 9 月 1 3 日から 2 4 日までの 1 2 日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は 9 月 1 3 日から 2 4 日までの 1 2 日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は９月２５日午前１０時から再開いたします。
本日は以上で散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前 ９時５６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。
令和６年９月１２日

議会議長

署名議員

署名議員

令和6年9月25日再開

1、出席議員

1 番 三 浦 秀 康	2 番 渡 辺 永 幸
3 番 渡 辺 辰 也	4 番 三 浦 雄一郎
5 番 土 屋 文 明	6 番 渡 辺 次 男
7 番 三 浦 直 樹	8 番 小 林 昭 一
9 番 渡 邊 明 雄	10 番 渡 辺 正 人

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子
総務課長 渡邊英博 税務課長 渡邊 積
企画課長 木暮富人 福祉保健課長 清水千恵
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 渡邊 寛 会計管理者 梶原 充

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第 1 号 令和5年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第50号 令和6年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）
日程第5 議案第51号 令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 6 議案第 5 2 号 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計
補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 同意第 4 号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意
を求める件
- 日程第 8 請願第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学
校 3 5 人学級の実施、中学校での
3 5 人学級の実施、教職員定数改善、
及び義務教育費国庫負担制度拡充を
図るための請願
- 日程第 9 発議第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学
校 3 5 人学級の実施、中学校での
3 5 人学級の実施、教職員定数改善、
及び義務教育費国庫負担制度拡充を
図るための意見書の提出
- 日程第 1 0 請願第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速や
かな批准を求める意見書の日本政府
への提出についての請願
- 日程第 1 1 発議第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速や
かな批准を求める意見書の提出
- 日程第 1 2 一般質問
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査の件

開会 午前 9時58分

議長（渡辺正人） クールビズのため上着の着用は自由といたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊明雄議員、三浦秀康議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和6年第2回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、5番 土屋文明議員。

5番（土屋文明） 令和6年第2回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についてのご報告をさせていただきます。

令和6年6月25日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員17名と、会議事件説明のため、外川健志組合長をはじめ事件説明のため執行部2名の出席がありました。

本会議において会議事件は3件で、補欠議員の議席指名を行い、当選した渡辺幸明君を8番に指名しました。

次に、会期が6月25日の1日間と決定されました。

続いて、渡辺幸明君の委員会の所属を入会権対策委員会に指名されました。

次に、令和6年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第1号）についての議定の件で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,639万8,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

次に、令和6年度富士スバルライン沿線美化推進協議会会計補正予算（第1号）についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額にそれぞれ759万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,779万5,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

続いて、富士スバルライン沿線美化推進協力会委員会が開催され、協力会規約の一部を改正する制定について、原案のとおり承認がされました。

次に鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合第1回議会全員協議会が開会され、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画についてに関し、本年5月付富士砂防事務所資料による情報共有が行われました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、富士五湖広域行政事務組合議会、9番渡邊明雄議員。

9番（渡邊明雄） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和6年8月29日2時より招集され、会議が行われました。
議員19名と、会議事件説明のために堀内 茂代表理事をはじめ理事6名と執行部10名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が8月29日の1日間と決定されました。

会議事件は、まず4件の専決処分報告について。内容は、富士五湖広域行政事務組合会計年度任用職員給与及び費用弁償の一部を改正する条例について。

次に、令和5年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の件。内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ558万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億8,890万8,000円とすること。

次に、令和5年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）の件。内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億632万7,000円とすること。

次に、令和5年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。内容は、予算現額18億3,305万9,000円に対して、支出済額18億3,298万6,202円、差引残額7万7,261円、うち基金繰入額7万円。

次に、令和5年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定について。内容は、予算現額1億632万7,000円、調定額1億632万9,062円、収入済額1億632万9,062円、予算現額との比較2,062円。

次に、財産の取得について。内容は、老朽化が著しい高規格救急自動車の取得で、一般競争入札で甲斐日産自動車から消費税込み3,861万円で取得しました。

次に、富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任について協議

され、横山勇志氏が任命されました。いずれも原案のとおり可決されました。

会議終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 続いて、富士・東部広域環境事務組合議会、4番 三浦雄一郎議員。

4番（三浦雄一郎） 富士・東部広域環境事務組合議会の報告をいたします。

令和6年8月6日午後3時より議員全員協議会が開催され、午後4時より令和6年度第2回定例会が行われました。

会議は議員15名と、会議事件説明のために管理者 堀内 茂富士吉田市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局22名の出席がありました。

同日の全員協議会において、最初に報告事項についての説明があり、現金出納検査結果についてと、令和5年度一般会計歳入歳出決算審査について、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定と広域ごみ処理施設整備基本計画について、さらにこれまでの入札執行状況についての報告等がありました。

続いて、定例会においては議員15名と管理者 堀内 茂富士吉田市長をはじめ執行部及び事務局21名の出席がありました。

最初に、会期の決定が通告され、会期は8月6日の1日間と決定されました。

次に、報告第1号令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計繰越しについて、繰越明許費の新ごみ処理施設建設事業750万円が繰り越された報告がありました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明が

あり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,100万4,000円とすることの報告がありました。

次に、認定第1号令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額は3億5,139万3,190円で、歳出総額は2億8,631万4,561円となり、歳入歳出差引額は6,507万8,629円であります。実質収支額5,757万8,629円のうち3,700万円は財政調整基金に繰り入れます。審議され、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第1号令和6年度富士・東部広域環境事務組合一般会計補正予算について説明があり、予算の総額にそれぞれ4,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,143万9,000円とするものです。

報告1号から議案第1号まで慎重審議され、原案のとおりそれぞれ可決及び認定することに決定いたしました。

最後に報告であります。富士河口湖町選出議員と道志村選出議員に任期に伴う変更があり、新たに富士河口湖町選出議員に佐藤安子議員、道志村選出議員に佐藤宏一議員が選出され着任されました。

以上で富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一議員。

議会運営委員長（小林昭一） 議会運営委員会の開催の報告をさせていただきます。

本日午前9時30分より議員控室において議会運営委員会を開

催いたしました。委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の２項目です。

１、発議第２号に訂正があったため、議案の差し替えを行うこと。

２、本日の日程は、配布済みの日程表どおりに変更すること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（渡辺正人） 以上で諸般の報告を終わります。

**◎日程第３ 認定第１号 令和５年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（渡辺正人） 日程第３、認定第１号令和５年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男議員。

予算決算常任委員長（渡辺次男） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第１号令和５年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

９月１８日及び１９日の２日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については会計ごとに歳入歳出を一

括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第 1 号は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡辺正人） 起立全員です。したがって、認定第 1 号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第 4 議案第 5 0 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 5 議案第 5 1 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 6 議案第 5 2 号 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（渡辺正人） 日程第 4、議案第 5 0 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 6、議案第 5 2 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男議員。

予算決算常任委員長（渡辺次男） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第 5 0 号令和 6 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から議案第 5 2 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 議案について、審議いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 9 月 1 2 日に開催し、付託された補正予算案の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させて

いただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された３議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、会議規則第３８条第１項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより議案第５０号から議案第５２号までの３件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第５０号から議案第５２号までの３件は委員長報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人） 起立全員です。したがって、議案第５０号から議案第５２号までの３件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第７ 同意第４号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同

意を求める件

議長（渡辺正人） 日程第7、同意第4号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 同意第4号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺みき子氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村3400番地、渡邊菊美氏を任命したいと思います。

ご存じのとおり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより同意第 4 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡辺正人） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 8 請願第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

◎日程第 9 発議第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

議長（渡辺正人） 日程第 8、請願第 1 号加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願及び日程第 9、発議第 1 号加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号及び発議第 1 号の 2 件については、会議規則第 8 7 条第 2 項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番 三浦直樹議員。

7番（三浦直樹） 発議第1号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、教職員の働き方改革も少しずつ進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、教職員の定数改善を進め、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、自治体間の教育格差が生じることも懸念されます。

子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられることは、憲法上の要請であります。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要

望するものであります。

1、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

4、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

これより請願第1号及び発議第1号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、請願第1号及び

発議第1号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の
速やかな批准を求める意見書の
日本政府への提出についての請
願

◎日程第11 発議第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の
速やかな批准を求める意見書の
提出について

議長（渡辺正人） 日程第10、請願第2号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願及び日程第11、発議第2号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号及び発議第2号の2件については、会議規則第87条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番渡辺次男議員。

6番（渡辺次男） 発議第2号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は1

９８５年に批准しています。その後、女性差別撤廃条約の実効性を担保するために、附属の条約として１９９９年に国連で採択されたのが選択議定書であります。

選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにもかかわらず国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に個人通報することが可能になります。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反であると認定すれば当事国に対し見解を出し、勧告することができます。このことは、司法の判断への影響や法改正を通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に履行されている契機となります。

しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国１８９ヶ国中、１１５ヶ国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していません。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、日本の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩であります。

こうした観点から、国の関係機関へ女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう要望するものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

１番 三浦秀康議員。

1 番（三浦秀康） 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願書に反対の立場から討論させていただきます。

女性差別撤廃条約は、既に 1985 年 7 月 25 日、日本において国内法としての効力を発生しております。また、その批准に際して、勤労婦人福祉法を大改正し、男女雇用機会均等法とし、国籍法も改正。そして、男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進法、女性活躍推進法、さらに労働基準法、食料農業農村基本計画、防災基本計画なども女性差別がないよう定めてきています。また、昨年 7 月には不同意性等罪と刑法も改正され、性暴力から各部門をより強化されました。

何と言いましても、1919 年、我が国が世界で初めて人種差別撤廃を国際社会に最初に唱えた国であり、憲法 11 条、12 条、13 条、18 条、そして 97 条で男女にかかわらず、基本的人権の尊重をうたっている、最も人権に関する理解の深い先駆者の国であると言えます。

ジェンダーギャップ指数についてですが、このジェンダーギャップ指数はどこの国の国際機関が出しているかというと、国際機関ではなくスイスの一 NPO が出している指数です。このジェンダーギャップ指数は複数の指数からなっており、教育の分野では世界 1 位、健康の分野でもスコアは世界トップクラスの数値になっています。

スコアの低い項目は、政治経済の分野、国会議員の男女比、行政府の長の在任年数の男女比、閣僚の男女比などのスコアが低く、118 位となっているだけで、日本のどの分野でも女性差別があるとは言い難い内訳でございます。

一方、国連の国連開発計画がなすジェンダー平等指数は 162 ヶ国中 18 位です。さらに国際的共通調査票で調べている世界価値観調査の幸福度女性優位のランキングは日本はフィンラン

ドに次ぐ世界第2位となっています。

さて、この選択議定書批准による大きなポイントは、日本の最高裁判所の判断に救済されなかった個人や団体が、女性差別撤廃委員会に通報し、女性差別撤廃委員会が見解または勧告を日本国に出すことのできる個人通報制度と、女性差別撤廃委員会が差別があると判断した場合、現地調査し、調査した調査結果と意見や勧告を日本国に出すことができる調査制度の2つがあります。

では、女性差別撤廃委員会が日本国にどんなことを要求しているかということ、日本のビデオゲームと漫画がポルノ規制法の定義から外れている点に懸念を表明。男女ともに婚姻適齢を18歳にすること。女性のみ課せられている6ヶ月の再婚禁止期間を廃止すること。選択的夫婦別姓制度の導入などの民法改正法案の採択の取組を国連に報告するよう勧告。

慰安婦への侵害に対する国家の責任という差し迫った未解決の問題については、被害者の完全かつ効果的な補償と賠償を伴う救済のために講じられた処置を含む前回の勧告に関する情報を提供されたい。皇室典範に関し、女性皇族に皇位を継承することを可能とするための手続の詳細を提供されたいなど多数あります。

これらが女性差別を感じている住民の方々の望む請願書の意味することでしょうか。昨今の女子スポーツ界ではどんどん新記録が更新されています。それは、元男性の女性の方々が打ち出している新記録が大変目立ちます。このままいくと、男子スポーツと元男性スポーツになって、女子スポーツがなくなるのではないかと心配の声を聞きます。これが女性差別のない希望の世界なのでしょうか。

法律を変え、様々な規定を変えてきましたが、理想の世界には

なかなか届いていないことへの懸念が今請願の趣旨だと思います。国内法が条約に制約されることで皆の望む世界になるとは思いません。今、女性差別をめぐる問題は過渡期に来ているように見えます。

女性差別に苦しむ女性たちを取り巻く環境、慣習など問題はより細分化し、地域地域によって異なり、女性一人一人によって異なるものでしょう。これらに理解ができて寄り添えるのは世界機関ではなく、我々地方で生きる地方議員であり、地方行政でしょう。各地方から個人レベルでの意識の変化でしか、これからの女性差別撤廃への道のりは進まないと考えます。

国際機関に権限を与えるより、国内の地方、個人個人の知識の变革のほうが先決であり、効果があるという観点より、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の日本への政府提出についての請願に反対します。

議長（渡辺正人） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。7番 三浦直樹議員。

7番（三浦直樹） この請願に賛成であり、願意妥当で、採択すべきであることを強く訴えます。

女性差別撤廃条約は既に日本政府は1985年、批准しており、選択議定書の進捗報告として、平成20年に女性差別撤廃委員会に対し次のような回答を行っています。

内容は、「女性差別を撤廃する政策の追求のための立法などの措置」と題して、男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組などを推進する趣旨の具体的な各論12項目の重点分野について報告しています。

1、政策、方針決定過程での女性の参画の拡大。

2、男女共同参画の視点に立った社会制度三法の見直し、意識

の改革。

- 3、雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保。
- 4、活力ある農村・漁村の実現に向けた男女共同参画の確立。
- 5、男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援。
- 6、高齢者等が安心して暮らせる条件の整備。
- 7、女性に対するあらゆる暴力の根絶。
- 8、生涯を通じた女性の健康支援。
- 9、メディアにおける男女共同参画の推進。
- 10、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実。
- 11、地球社会の平等、開発、平和への貢献。
- 12、新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進などの内容であります。

加えて、SDGsにおいても、ジェンダー平等は2030年までに達成すべきとして全世界で共有されている目標であり、選択議定書の批准は待ったなしの状況であります。

これらのことから、請願採択判定理由の1として、選択議定書の批准を求めることは論理的に妥当であり、合理的であるものと判断いたします。

批准した場合には、司法制度への影響を懸念している声も多いことも事実であります。具体的に選択議定書を批准すると日本はどう変わるのか。裁判所は女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。国会は性別に基づく差別的法制度を見直し、差別撤廃に向けた法整備が進みます。国、地方自治体は差別された個人を救済するための方策を取るようになります。

例えば、夫婦別姓については、法務省が「選択的夫婦別姓制度の導入は婚姻制度や家庭の在り方と関係する重要な問題ですので、国民の理解の下に進められるべき」というコメントを出し

ています。そして、法務省が令和３年度に実施した家族の構成に関する世論調査で、６９歳までの年齢別の意見では「夫婦別姓制度を維持すべき」は１割から最大２割程度です。残りは「旧姓の通称使用の法制を設けるとする」ものと「選択的夫婦別姓制度の導入」の２つ、つまり全体の８割が法改正すべきと考えているということです。

国民の多くが法改正を求めていること、法務省も国民の理解の下に進めるべきとしていることから、法改正は必ず行われなければならないことでもあります。これからの時代に合った法改正は、これからの若者のためにもやるべき課題であります。

請願採択判定理由の２として、選択議定書の実現の可能性については、政府が報告している１２項目に対して法改正を行うことで実現できると判断します。実現できなければ、これからの日本の若者は日本という国を見捨てるかもしれません。

請願採択判定理由の３として、町村の権限、議会の権限に属するかについては、村民の女性にもジェンダー不平等に対して不満や憤りを感じている方もいらっしゃいます。議員は村民の健康、福祉、安全・安心を担保しなくてはならない立場であり、村の女性の差別や平等に対する思いや問題に取り組むべきことは我々の課題でもあります。

結論として、総合的に請願採択判定の一般的な批准は全て満たされていると判断いたします。女性が働きやすい環境はまだ整っていません。世界に協調し、国際的な孤立をも避けること。そして、女性の権利も守らなければなりません。鳴沢村の女性のためにも議員各位の慎重なご判断をお願いいたします。

皆様のご賛同を心からお願いして、賛成討論を終わります。

議長（渡辺正人） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了いたします。

これより、請願第2号及び発議第2号の2件を一括して採決いたします。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人） 起立多数です。よって、請願第2号及び発議第2号の2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 一般質問

議長（渡辺正人） 日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

なお、議会申合せ事項により、再質問は2回以内となっておりますので、ご注意ください。

渡辺次男議員からのなるさわつつじ祭り会場の整備についての質問を許します。6番 渡辺次男議員。

6番（渡辺次男） なるさわつつじ祭り会場の整備について、村長に伺います。

国道139号沿いのドライバーや観光客らが憩う道の駅なるさわ周辺のアカマツ林には、約2,000株、約1万本のミツバつつじが自生しています。薄紫の可憐な花が視界一面に広がり、木々の間からは雪化粧した霊峰の頂がのぞくなどと紹介され、例年なるさわつつじ祭りには多くの観光客が訪れます。

しかし、現状はつるや雑草が生い茂ってつつじの成長を妨げており、会場に訪れた観光客から「つつじ祭りの会場はどこですか」と尋ねられることもあります。ミツバつつじを守り、観光

客のニーズに応えるためには何らかの対策が必要と思いますが、村長の考えを伺います。

議長（渡辺正人） それでは、答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 渡辺次男議員の質問にお答えいたします。

なるさわクリエーションパーク周辺の丸尾に自生しているミツバツツジは、鳴沢村の誇るべき財産で、そのミツバツツジを活用して毎年４月末に開催されているなるさわツツジ祭りは、富士五湖地域に遅い春を告げる人気のイベントとなっており、貴重な観光資源となっております。

対策につきましては、企画課長が答弁いたします。

議長（渡辺正人） 企画課長。

企画課長（木暮富人） お答えします。

景観が阻害されている対策として定期的な下草刈りが必要と考えておりますが、前は平成２７年度に実施しており、それから９年が経過しております。

今定例会に提出した補正予算で、いきやりの湯及びフジエポックホールからの眺望を確保するための予算を要求させていただいておりますが、国道から道の駅や博物館の間の自然探索路周辺整備につきましては、クリエーションパークを訪れていただいた観光客の満足感が得られるような景観を確保するため、令和７年度当初予算への必要経費の計上を検討しております。

以上で渡辺次男議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 渡辺次男議員、再質問はありますか。

６番（渡辺次男） 丁寧な答弁ありがとうございます。

来年度検討するということですが、来年のツツジ祭りに間に合うように整備を進めていただければと思っております。しかし、一度だけ整備すれば片づく問題ではないと思います。計画的かつ継続的に整備を行うことにより自然豊かな景観が守

られます。村の貴重な観光資源をさらに保護、育成していくことをお願いして質問を終わります。

議長（渡辺正人） 以上で渡辺次男議員の一般質問を終わります。

次に、水道水のP F A S検査と住民への情報発信についての質問を許します。5番 土屋文明議員。

5番（土屋文明） 今回の一般質問は、水道水のP F A S検査と住民への情報発信はであります。

まず、今回、P F A Sといった聞き慣れない言葉の説明を含めて、一般質問を加えさせていただいております。

今回、最初にNHKのクローズアップ現代が6月ぐらゐに特集でありました。昨晚、皆さんが気がつかれたか分かりませんが、テレビ東京のワールドビジネスサテライトで約10分ぐらゐ、P F A Sの特集をやっております。まさにP F A Sの問題点が今、全国的にフォーカスされているんだなということを感じながら見ておりました。

まず、P F A Sとは人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、約4,700以上のものが存在するようです。分かりやすいのは、水や油をはじく特性から、かつてはアーム消火剤、そして精密機器の製造、あるいはフライパンのコーティング、撥水スプレーなど幅広く使われていたようです。

しかし、この材料は長く環境に残留することから、永遠の化学物質とも呼ばれ、欧米の研究では、P F A Sの一部の物質が発がん性や子どもの影響に有害性が指摘されています。日本では、P F A Sのうち3種類の物質について既に輸入や製造は禁止されております。

ここで問題なのは、P F A Sの汚染についてであります。これ、今まで国内各地の、例えば関東で言えば米軍横田基地、あるいは化学工場の周辺でP F A S汚染が発覚してきましたけれども、

政府は十分な調査を全くしてこなかったということから、P F A S の規制基準も欧米よりかなり緩い水準のままで、汚染の実態が把握されないまま、これ、我々国民の健康不安だけが高まる状況になったというのは、これは6月の共同通信社が国内全部に発信した記事であります。

そこで、昨年来、P F A S が一部の地域の水道水から検出をされたということを受けて、国のほうは本年5月に全国の水道水のP F A S 検出状況を報告するという事で、各自治体あるいは国認可の水道事業者まで含めて、およそ1万2,000ヶ所に水質検査して報告するように要請しております。

鳴沢村では、既に要請が国からあったというふうには聞いております。これ、環境省が調査したデータからは、昨日もやっておりましたけれども、岡山県吉備中央町では山あいの小さな町の水道水から暫定値目標の28倍上回る1リットル当たりのP F A S が検出され、吉備町の取水源の貯留近くに放置されていた活性炭の使用済み活性炭から流出した可能性が高いということがありました。

たまたま私はこの原稿作った後、昨日のワールドビジネスサテライトでこの特集をやっておりました。そこでは、こんなことがあったので議会の議長のほうでこれを変更する、何か変えることができる会社を探して、議長室で収録していました。これだけ数値が出たということなんで、初めて、全国初になるんですが、公費で住民全員に血液検査を今回実施するというのが昨日のニュースでありました。

私どもは、山梨県では5月に産業廃棄物の最終処分場である明野の敷地内で6ヶ所で採水調査した結果、P F A S が検出されております。これは、処分場産廃物層を通過した雨水を集めた処理前の水で、目標値の6倍以上のP F A S が出ております。

そこで、私たちが日々、口にしている水道水を住民の皆さんが安心して飲み続けられるよう、村民の水源地の P F A S 検査を実施していただいて、併せてその情報を定期的にホームページにアップしていくという必要があると考えますので、村の計画をお伺いします。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） ただいまの土屋議員からの P F A S 検査と住民への情報発信についての質問につきましてですが、こちらのほうは振興課長に答弁させてもらいます。

議長（渡辺正人） 振興課長。

振興課長（小林昌信） では、土屋文明議員からの水道水の P F A S 検査と住民への情報発信はについてお答えいたします。

有機フッ素化合物の総称として P F A S と呼ばれていますが、その中の P F O S と P F O A により水道水が汚染されている地域があり、当村においても昨年度から検査方法を検討してきました。検討した結果、毎年 9 月に行っている原水 5 ヶ所の水質検査に P F A S 検査を追加することにしました。今年度は当初予算で検査費用を計上しており、P F A S の検査を実施する予定となっております。

具体的な検査の流れにつきましては、まず 9 月 24 日に原水の採取を行い、同日検査センターが回収し検査を行う予定です。原水の水質検査と同時に P F A S に関する検査を行うため、結果が判明するまでには通常よりも時間がかかる見込みとなっております。通常であれば、検体を回収してから 2 週間ほどで結果が判明し報告書が届きますが、今回はもう少し時間がかかるかと思われます。

検査結果の公表につきましては、法定水質検査である浄水水質検査の結果を村ホームページへ掲載しておりますので、P F A

Sに関する結果も同様に掲載する予定となっております。

以上で土屋文明議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 土屋文明議員、再質問ありますか。

5 番（土屋文明） 着手していただけるという回答いただいたんで、ほっとしております。P F A S のほうもホームページにアップするということなのですが、これは鳴沢村の水道水の検査しているという新たに一覧表が出ているんですが、たしか全部で52項目、3ヶ月に1回ぐらいでした。されているというふうに聞いているんですが、このアップの仕方というのはどのように考えているんでしょうか。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。振興課長。

振興課長（小林昌信） まず、具体的な検査の公表の方法についてですが、今の段階でまだ結果書が届いてないので、結果書を丸々出すのか、それともまた何かこちらのほうで用紙を作って掲載するのか、その辺も含めて今の段階でまだ検討中というような形になっております。

議長（渡辺正人） 土屋文明議員、2回目の再質問はありますか。

5 番（土屋文明） ありがとうございました。

方法なんですけど、現在、3年前からP F A S を一つに乗っけているところがあります。一つは甲府市、それと甲斐市ですね。これは令和2年からデータが全部出ておりまして、今お話申し上げた中で、これは甲斐市ですかね。特別のページがあって、「P F A S とは」というP F A S の内容を読み聞かせるページまで作っています。5年間、令和2年から令和6年度の途中まで、P F A S がどの配水区域から通ってきて、何パーセントになったというところが書いてあるので、どうせ出すのであれば、その辺まで含めて検討いただければありがたいと思います。

また、企業では、山梨県内では有名なサントリーのたしか北杜のほうの天然水、出している水源地がサントリーのホームページのバナーにでっかく出ているんですが、「フッ素化合物が心配です。天然水はきちっと分析をして、定期的にアップしてきています」というのが出ております。

だから、今、全国的にこんなような状況になってきていますので、我々もこれ、もうちょっとしっかり考えて、特に鳴沢地域というのは水の会社が多いです。昨日のワールドビジネスサテライト見た方いるかもしれないんですが、実は静岡市でも同じようなことが、井戸水から出て大変なことになったということで、実は静岡の市長と北麓の会社は業務提携したというのがそこで記事になっています。記事で出ていました。

栗井さんというのはご存じだと思うんですが、栗井さんがスタートアップ企業を買い取って、P F A S を分解する機能を持った会社を自分のホールディングスに入れたというのが発表になりまして、静岡市と共同で協定して、静岡市も出資したというのが出ておりました。

ですから、特に我々の地域は水が多い企業が多いんで、その辺含めて、村挙げて一緒に協力してよくしていただければと思います。

以上です。

議長（渡辺正人） 以上で土屋文明議員の一般質問を終わります。

次に、害獣対策についての質問を許します。9番 渡邊明雄議員。

9番（渡邊明雄） 害獣対策について、村長にお伺いいたします。

今年は農作物に対する被害、特にイノシシや鹿やキジ、カラスによる被害が深刻であります。村として実施している防護柵の維持管理、捕獲活動の進展状況はどのようになっていますか。

それから、県や国の鳥獣被害防止対策総合交付金の活用状況や捕獲活動の人出不足、農家や住民との連携強化も重要な課題です。村内での情報共有や住民参加型の防除活動の推進をどのようにされていますか、お願いします。

議長（渡辺正人） 答弁を求めます。小林茂澄村長。

村長（小林茂澄） 渡邊明雄議員からの害獣対策についての質問につきましては、振興課長が答弁いたします。

議長（渡辺正人） 振興課長。

振興課長（小林昌信） 渡邊明雄議員からの害獣対策についての質問にお答えいたします。

侵入防護柵の維持管理につきましては、毎年1回、担当職員が防護柵全体の見回りを行っており、修繕箇所や施錠の確認をしております。また、住民から連絡があった際にも現地へ赴き、その都度確認を行っております。今年度は被害が多いことから、職員による見回りを春と秋の2回に増やし、修繕等に迅速に対応してまいります。

捕獲状況ですが、8月末現在で鹿62頭、イノシシ18頭となっております。イノシシについては昨年度の捕獲頭数を既に上回っております。引き続き猟友会の方々にご協力いただき、被害防止に努めてまいります。

鳥獣被害防止総合対策交付金の活用状況ですが、近年では交付金を用いてくくりわなを購入しております。今後も利用できそうな場合は検討してまいります。

人手不足解消や住民参加型の防除活動の第一歩として広報等での周知を行いましたが、令和6年度より狩猟免許取得に対し新たな補助金を設けております。狩猟免許取得に係る費用を軽減し狩猟免許取得者増やすことで、猟友会と協力して鳥獣捕獲に協力していただけるようお願いをしております。引き続き

補助を行い、今後も人手不足解消に向けて有意義な施策等を模索していきます。

捕獲作業についても住民からの獣害被害報告を猟友会に連絡し、被害状況など情報共有を行っております。また有害獣の住み家となり得る耕作放棄地を増やさないこと、生ごみや野菜の放置等の獣を引き寄せる餌場をつくらないことが重要だと考えており、耕作放棄地などに草刈り等を行っていただけるよう通知を出すなど、猟友会の方々へ任せ切りにするのではなく、住民一人一人が防除の意識を持ち、協力していける地域づくりを推進していきます。

以上で渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人） 渡邊明雄議員、再質問はありますか。

９番（渡邊明雄） 鳥獣害被害に対する住民の協力は、地域全体の安全と生活の質を守るために欠かせない要素だと思います。定期的な防護柵の整備点検、これも迅速にやっていただけるということで期待しております。

被害発生時の迅速な通報システム、例えばスマートフォンを使った簡易通報アプリや地域内の専用の通報を連絡網をつくればより迅速にできるかなと。それから、追い払い活動の訓練の実施、これは野生動物を追い払うのが安全に効果的にするには、やっぱり専門家から教わることも必要かなと思いますので、講習会や訓練を定期的にやってもらえばいいかなと思います。

被害対策の資材、わな等共同で村で買ってもらって、農家さんに貸し出すということも大事かと思いますが、ここら辺も今後よろしく願いいたします。

それから、猟友会と住民との協力、それから地域の猟友会同士の連携も必要じゃないかなと思っております。長野県飯田市で

は広域捕獲地域というのができて、広域で鹿などの害獣の追跡調査等もしているようです。それからジビエの事業も展開されているようですが。

それから、福井県の小浜市では電気柵の設置、鳴沢村でも鹿のために設置してはありますが、これもメンテナンスの協力なんかもやっているそうですが、鳴沢村でも住民等の協力、連携活動をして、電気が今通ってない状況になっているかもしれませんけれども、ここら辺も含めて検討されればいいかなと思います。

以上です。

議長（渡辺正人） 以上で渡邊明雄議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎日程第 13 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡辺正人） 日程第 13、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第 71 条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡辺正人） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て

終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和6年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月25日

議会議長

署名議員

署名議員